

財 関 第 178 号  
平成 30 年 2 月 15 日

(各) 税関長 殿  
沖縄地区税関長 殿

関税局長 飯塚 厚

### 関税法基本通達等の一部改正について

関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）等の一部を下記のとおり改正し、平成 30 年 2 月 19 日から実施することとしたので、了知の上、貴関職員及び関係者に周知徹底されたい。

記

第 1 関税法基本通達の一部を次のように改正する。

別紙 1 「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第 2 「砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律に基づく指定糖、異性化糖等及び指定でん粉等の輸入通関における取扱いについて」（昭和 40 年 10 月 1 日蔵関第 1095 号）の一部を次のように改正する。

別紙 2 「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。